「就学援助について」

**就学援助制度について**

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。

詳しい援助内容等については豊橋市のホームページをご確認ください。

　>>>[就学援助制度について（豊橋市HP）](https://www.city.toyohashi.lg.jp/17475.htm)

**援助を受けられる方**

・生活保護が停止または廃止された方

・所得（保護者及び同一世帯員の所得合計額）が基準以下の方

**就学援助申請について**

就学援助を受けるためには、毎年申請が必要です。

毎年２月に、『就学援助制度のお知らせ』のチラシを配付していますので、申請期間・会場、申請に必要なもの、所得基準などについてご確認ください。随時申請も、市役所１１階・学校教育課で受け付けています。

**問い合わせ先**

〇就学援助に関すること

⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課（☎0532-51-2825）／市役所東館 11 階

〇給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること

⇒ 豊橋市教育委員会 保健給食課（☎0532-51-2835）／市役所東館 11 階